

裁判所職員の定員に関する根拠法令《現行》

	裁判所法 (昭和22年 4月16日法律第59号)	裁判所職員定員法 (昭和26年 3月30日法律第53号)	合計
裁判官	(第5条) 最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人		3,826人
	(第5条) 下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 8人 判事 2,155人 判事補 842人 簡易裁判所判事 806人 (員数は別に法律で定める)	(第1条) 8人 2,155人 842人 806人 (計3,811人)	
一般職	(第65条の2) 裁判官以外の裁判所の職員 (員数等は別に法律で定める)	(第2条) 21,713人	21,713人
合計	15人	25,524人	25,539人